

「県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める陳情」および

「テロ等準備罪の新設に関する請願書」の不採択への反対討論

日本共産党栃木県議団は受理番号24番、25番の不採択に反対し、採択を求める立場から討論します。まず24番「県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める陳情」について述べます。今年度、県立高校の12校16科において、空き定員数が188ありました。こうした場合、他県では再募集を実施しますが、本県を含めた4県のみが実施していません。

本県が再募集を行わない理由は、全日制2回、定時制2回、通信制1回を4回にわけた日程で選抜するから志願の機会は保障されている、というものです。しかし全日制の志願者が一般選抜で不合格になった場合、学ぶ形態が異なる定時制、通信制を志願するよりも、経済的に無理をしてでも、また通学に時間や費用がかかっても、私学の全日制を選ぶ場合が多いのではないのでしょうか。これは生徒にも保護者にも大変な負担です。

群馬県や茨城県では、全日制と定時制の選抜は同じ日に行われていますが、それぞれ再募集を実施しており、そのうえで定時制の追加募集も実施しています。県立高校の定員を満たすため、各県とも最大限の努力が払われています。

空き定員を抱えたままでは、学校の活力の低下が懸念され、授業料収入の減少は県財政に影響します。再募集の門戸を閉ざす合理的な理由は考えられません。再募集を行うよう求める本陳情の願意は、妥当であり切実です。県立高校への進学志望者を定員枠いっぱい受け入れ、魅力ある高等教育実現への努力を教育委員会に求めるため、本陳情を採択するよう訴えます。

続いて25番、「テロ等準備罪の新設に関する請願書」について述べます。テロ等準備罪（共謀罪）を新設する組織犯罪処罰法の改正に反対する意見書を政府、国会に提出することを求める請願です。採択すべきと主張する理由は、第1に、国民の理解が得られていないことです。共同通信社の5月20、21両日の調査では同法案に関し「政府の説明が十分だと思わない」との回答が77.2%に達しました。朝日新聞の5月15日の調査では「いまの国会で成立させる必要はない」が64%です。報道関係者や日弁連、宗教界など各界も反対声明を出しました。このように国民の理解が得られない法案を国会の数の力で強行することは許されません。民意を反映し、地方議会として意見をあげることは当然です。現に、5月23日の時点で国に意見書を提出した自治体は57自治体にのぼることです。

第2に、憲法違反の内容が含まれていることです。実行した犯罪を罰する現刑法の原則に反し、心の中にある計画を処罰することを可能にすることは、内心の不可侵を定めた憲法第19条に違反します。内心の計画を立証する手段として警察・司法当局による盗聴、通信傍受、自白の強要、密告の奨励などの捜査手法が正当化されます。これは集会、結社、言論、表現の自由や通信の秘密を保障する憲法第21条を侵害するおそれがあります。

第3に、一般社会が監視下に置かれ、広範な市民が弾圧の対象にされかねないことです。政府は「テロ対策」が目的で、「一般の人は対象外」との説明を繰り返しますが、一般の人と「テロ組織」「組織的犯罪集団」を区別する具体的定義や限定はありません。参議院での審議における政府答弁から、市民運動や労働運動も日常的な監視・調査の対象になりうる懸念が浮上しました。

このように、テロ等準備罪を含む組織犯罪処罰法の改正は、内心の自由、思想信条、結社の自由を奪った戦前の治安維持法の再来となりかねない悪法です。日本共産党は廃案を求める立場から、請願の採択を主張し、反対討論といたします。